

航空法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（資格）

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。

定期運送用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

准定期運送用操縦士

一等航空士

二等航空士

航空機関士

航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

一等航空運航整備士

二等航空運航整備士

航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士の

現 行

（資格）

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。

定期運送用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

准定期運送用操縦士

一等航空士

二等航空士

航空機関士

航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

一等航空運航整備士

二等航空運航整備士

航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士の

家用操縦士、准定期運送用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土技術証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 (略)

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受けた者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 (略)

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、定期運送用操縦士の資格を有する者にあつては六月、その他の者にあつては一年とする。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語（以下「航空英語」という。）に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 (略)

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一・三 (略)

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しても、機長としてその使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語（以下「航空英語」という。）に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 (略)

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一・三 (略)

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しても、その使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空

、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二 （略） 3 （略）

（航空機の操縦練習）

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、次に掲げる操縦の練習のために行う操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行うもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行う操縦の練習で、機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦す

機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二 （略） 3 （略）

（航空機の操縦練習）

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦の練習のために行なう操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦す

機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認め
て国土交通大臣が指定した者の監督)の下に行うもの

255 (略)

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定された航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行う飛行で、次に掲げる者の監督の下に行うものについては、適用しない。

一 機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定された航空機の種類が第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者

二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者

三 機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受け

ることができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督)の下に行なうもの

255 (略)

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行う飛行で、次に掲げる者の監督の下に行うものについては、適用しない。

一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者

二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者

三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受け

監督を受けることが困難な場合は、機長として当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2 (略)

(特定操縦技能の審査等)

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第一百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

(新設)

る」とが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2 (略)

- 1 航空機に乗り組んで行うその操縦
 - 2 第三十一条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督
 - 3 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督
- 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審

査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 國土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の國土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一条の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身體検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身體検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて國土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3 第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目的事項は、國土交通省令で定める。

（報告徵収及び立入検査）

第一百三十四条 國土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要がある

（新設）

（報告徵収及び立入検査）

第一百三十四条 國土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要がある

ときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇五 (略)

六 操縦技能審査員

七〇九 (略)

二〇四 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第一百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第六項（第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三

十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）・

第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反

した者

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項（第四十三条第二項及び第四十四条第五項（第四十
五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含

ときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇五 (略)

六〇八 (略)

二〇四 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第一百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第六項（第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三

十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）・

第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項（第四十三条第二項、又は第四十四条第五項（第四十
五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含

む。) の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者

二～五 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～一の四 (略)

一の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

二～五 (略)

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

五の三・五の四 (略)

六～十 (略)

第一百六十二条 第九条、第二十一条、第三十六条又は第七十一条の四第三項の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表 (第二十八条関係)

事業用操縦士	資 格	業 務 範 围
(略)	(略)	

む。) の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者

二～五 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～一の四 (略)

一の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

二～五 (略)

五の二・五の三 (略)

六～十 (略)

第一百六十二条 第九条、第二十一条、第三十六条又は第三十六条の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表 (第二十八条関係)

事業用操縦士	資 格	業 務 範 围
(略)	(略)	

航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 （略）	准定期運送用操縦士
一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。	二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。
一等航空士	（略）
二等航空士	（略）
航空機関士	（略）
航空通信士	（略）
一等航空整備士	（略）
二等航空整備士	（略）
一等航空運航整備士	（略）
二等航空運航整備士	（略）
航空工場整備士	（略）
二等航空整備士	（略）
一等航空運航整備士	（略）

改 正 案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～三十一（略）		

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条

の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第一条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～三十一（略）		

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条

の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。

三 三 三 百 五 九 (略)	(二) (一) (元) (略) 航空法(昭和二十七年法律 第二百三十一号)第二十二条 (航空従事者技能証明)の航 空従事者技能証明、同法第十 条の二第一項(耐空証明)の 耐空検査員の認定又は同法第 七十二条の三第一項(特定操 縦技能の審査)の操縦技能審 査員の認定			
	(略)	認定件数	(略)	技能証明の件数
	円 (略)	一件につき三千	円 (略)	一件につき六千

三 三 三 百 五 九 (略)	(二) (一) (元) (略) 航空法(昭和二十七年法律 第二百三十一号)第二十二条 (航空従事者技能証明)の航 空従事者技能証明又は同法第 十条の二第一項(耐空証明) の耐空検査員の認定		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)